

第 30 号議案

中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

平成 29 年（2017 年）12 月 15 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

中野区立学校の温水プール開放の使用料の額を改定するとともに、平成 30 年 7 月 1 日から平成 36 年 6 月 30 日までの間における使用料の額の特例措置を定める必要がある。

中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校施設の開放に関する規則（昭和60年中野区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区立学校の施設を区民に開放すること」を「中野区立小中学校（以下「区立学校」という。）の施設の区民への開放」に改める。

第2条の見出し中「学校開放」を「学校開放事業」に改め、同条第1項中「学校開放」の次に「に係る事業（以下「学校開放事業」という。）」を加え、「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第3条の見出し中「施設」を「対象施設」に改める。

第4条第2項中「を行う学校」を「を行う区立学校」に、「委員会」を「教育委員会」に改める。

第5条第2項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第7条中「委員会」を「教育委員会」に改め、「（以下「運営協議会」という。）」を削る。

第8条中「委員会」を「教育委員会」に、「開放校毎」を「開放校ごと」に、「設置するものとする」を「置く」に改める。

第9条第1項第4号中「その他委員会」を「前3号に掲げるもののほか、教育委員会」に改め、同条第2項中「学校開放の種類毎による」を「第4条第1項各号に掲げる学校開放の種類ごとの」に、「別に」を「、別に」に改める。

第10条第2項中「別表13の表」を「別表14の表」に改め、同条第3項中「別表第3の」を「条例第2条第3項に基づき別表第3に定める」に改め、同項ただし書中「幼児は」を「幼児に係る使用料は、」に改める。

第11条中「委員会」を「教育委員会」に、「左欄に定める」を「区立学校の欄に掲げる」に、「右欄に定める」を「附属設備の欄に定める」に、「別表第5)の左欄」を「別表第5。以下この条において同じ。)の減免事由の欄」に、「同表の右欄の額」を「別表第4の施設使用料の額の欄に定める額」に改める。

第12条第4号中「定める」を「掲げる」に、「委員会」を「教育委員会」に改める。

第13条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第1項中「次の各号に該当する」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「委員会」を「教育委員会」に、「利用について条件をつける」を「学校開放の利用について必要な条件を付する」に改める。

第14条第1項中「その責」を「その責め」に改め、同条第2項中「設備に」を「又は設備について」に改める。

第15条の見出しを「(事故報告等)」に改め、同条第1項中「学校長」を「開放校の校長」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「学校長」を「前項の規定による報告をした校長」に、「委員会」を「教育委員会」に改める。

第16条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「の施行について」を「に定めるもののほか、」に、「教育長が」を「別に」に改める。

附則第3項中「委員会」を「教育委員会」に改め、附則に次の1項を加える。

4 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における別表第3の規定の適用については、同表個人の項中「500円」とあるのは「250円」と、「250円」とあるのは「130円」と、「130円」とあるのは「70円」と、同表団体の項中「29,4

00円」とあるのは「14,700円」と、「6,000円」とあるのは「3,000円」と、同表備考(2)中「500円券」とあるのは「250円券」と、「2,500円」とあるのは「1,250円」と、「250円券」とあるのは「130円券」と、「1,250円」とあるのは「650円」とする。

別表第1温水プール開放の項中「とき」を「日」に改める。

別表第3個人の項中「400円」を「500円」に、「200円」を「250円」に、「100円」を「130円」に改め、同表団体の項中「45,900円」を「29,400円」に、「8,200円」を「6,000円」に改め、同表備考(2)中「400円券」を「500円券」に、「2,000円」を「2,500円」に、「200円券」を「250円券」に、「1,000円」を「1,250円」に改める。

別表第4中「(地域生涯学習館にあつては5人以上)」を削り、「委員会が認める」を「教育委員会が認める」に、「委員会」を「教育委員会」に、「又は委員会」を「又は教育委員会」に改め、同表備考中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に、「委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則中附則に1項を加える改正規定及び別表第3の改正規定は平成30年7月1日(以下「施行日」という。)から、その他の改正規定及び次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 施行日前に温水プール開放に係る温水プールについて改正後の附則第4項に規定する期間に係る使用の許可を行う場合の使用料については、改正後の別表第3の規定に同項の規定を適用した場合の同表の規定を適用した額とする。